

第Ⅱ章

森林の整備・保全

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくためには、間伐や、伐採後の再造林等の森林整備を推進するとともに、保安林等の管理及び保全、治山対策、野生鳥獣被害対策等により森林を保全する必要がある。また、国際的課題への対応として、持続可能な森林経営の推進、地球温暖化対策等が取り組まれている。

本章では、森林の現状と平成28(2016)年に変更された「森林・林業基本計画」等を中心に森林の整備・保全の基本方針、森林整備及び森林保全の動向や、森林に関する国際的な取組について記述する。

1. 森林の現状と森林の整備・保全の基本方針

森林は、国土の保全、水源の^{かん}涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活及び国民経済に大きく貢献している。このような機能を持続的に発揮していくためには、森林の適正な整備・保全を推進する必要がある。

以下では、我が国の森林の特徴や森林の有する多面的機能を紹介した上で、森林の整備・保全の基本方針について、平成28(2016)年に変更された「森林・林業基本計画」に盛り込まれた内容等を中心に記述する。

(1) 森林の資源と多面的機能

(我が国の森林の特徴)

我が国の国土面積3,780万haのうち、森林面積は2,508万haであり、我が国は、国土の約3分の2が森林で覆われた世界有数の森林国である^{*1}。

我が国の森林のうち約6割に相当する1,343万haが天然林であり、この中には旧薪炭林等の里山林が含まれている。また、約4割に相当する1,029万haは人が植え育てた人工林であり、終戦直後や高度経済成長期に伐採跡地に造林されたものが多くを占め、その主要樹種の面積構成比は、スギが44%、ヒノキが25%、カラマツが10%となっている。

我が国の森林資源は、森林蓄積^{*2}がこの半世紀で約2.6倍になり、特に人工林では約5.4倍にも達している。森林蓄積は、平成24(2012)年3月末現在で約49億³m³となり、このうち人工林が約30億³m³と6割を占める(資料Ⅱ-1)。一方、林業生産活動の低迷に伴い、森林の中には手入れが十分に行われていないものもあり、また、多くの人工林資源が成熟して収穫期を迎えているにもかかわらず十分に利

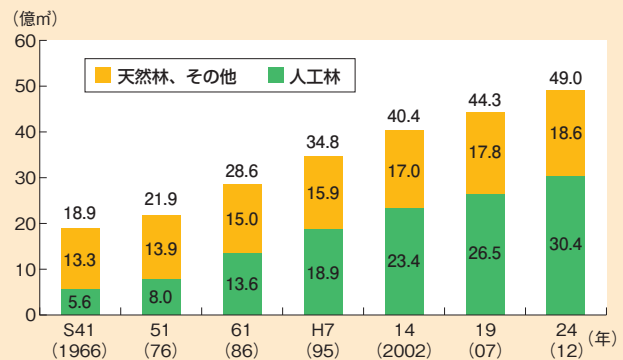
用されていない状況にある。

所有形態別にみると、森林面積の58%が私有林、12%が公有林、31%が国有林となっている(資料Ⅱ-2)。また、人工林に占める私有林の割合は、総人工林面積の65%、総人工林蓄積の73%と、その大半を占めている。

(森林の多面的機能)

我が国の森林は、様々な働きを通じて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与しており、これらの働きは「森林の有する多面的機能^{*3}」と呼ばれている(資料Ⅱ-3)。

資料Ⅱ-1 我が国の森林蓄積の推移

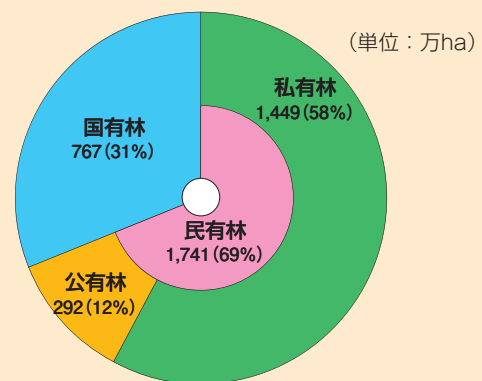


注1：各年とも3月31日現在の数値。

注2：平成19(2007)年と平成24(2012)年は、都道府県において収穫表の見直し等精度向上を図っているため、単純には比較できない。

資料：林野庁「森林資源の現況」

資料Ⅱ-2 森林面積の内訳



注1：平成24(2012)年3月31日現在の数値。

注2：計の不一致は四捨五入による。

資料：林野庁「森林資源の現況」

*1 国際連合食糧農業機関(FAO)「Global Forest Resources Assessment 2015」によると、OECD諸国(加盟34か国)では、フィンランドの73.1%に次いで2番目となっている。また、一定の国土(1,000万ha以上)かつ人口(1,000万人以上)を有する国の中でも2番目である。

*2 胸高直径3cm以上の立木の樹皮を含む幹の体積のこと(枝条、根株等を含まない)。

*3 森林の多面的機能について詳しくは、「平成25年度森林及び林業の動向」の9-18ページを参照。

樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防ぎ、また、森林の表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の侵食や流出を防ぐ(山地災害防止機能/土壌保全機能)。森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化する(水源涵養機能)。

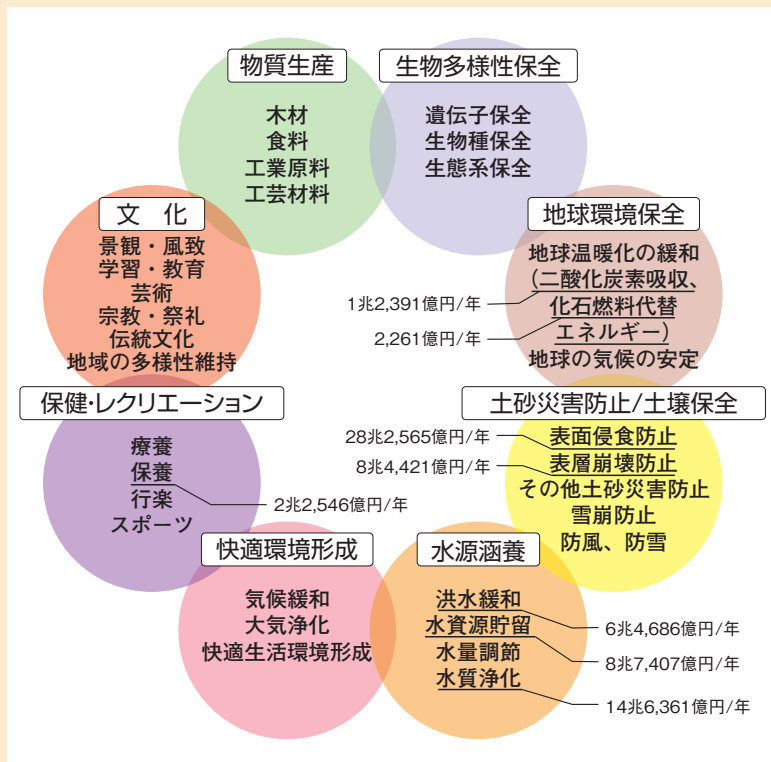
森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、地球温暖化防止にも貢献している(地球環境保全機能)。二酸化炭素は主要な温室効果ガスであり、人間活動によるこれらの排出が地球温暖化の支配的な要因となっている。例えば、

平成26(2014)年度における家庭からの年間排出量は40年生のスギ約580本分の1年間の吸収量に相当すると試算される(資料Ⅱ-4)。

また、森林は木材やきのこ等の林産物を産出し(木材等生産機能)、史跡や名勝等と一体となって文化的価値のある景観や歴史的風致を構成したり、文化財等に必要な用材等を供給したりする(文化機能)。自然環境の保全も森林が有する重要な機能であり、希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供する(生物多様性保全機能)。このほか、森林には、快適な環境の形成、保健・レクリエーション等様々な機能がある。

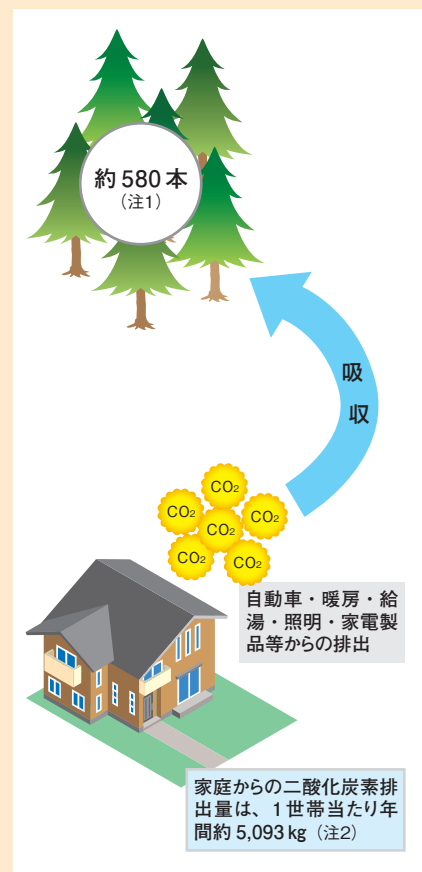
農林水産省が平成27(2015)年に実施した「森

資料Ⅱ-3 森林の有する多面的機能



- 注1：貨幣評価額は、機能によって評価方法が異なっている。また、評価されている機能は多面的機能全体のうち一部の機能にすぎない。
- 2：いずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」など一定の仮定の範囲内での数字であり、少なくともこの程度には見積もられるといった試算の範疇を出ない数字であるなど、その適用に当たっては細心の注意が必要である。
- 3：物質生産機能については、物質を森林生態系から取り出す必要があり、一時的にせよ環境保全機能等を損なうおそれがあることから、答申では評価されていない。
- 4：貨幣評価額は、評価時の貨幣価値による表記である。
- 5：国内の森林について評価している。
- 資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料(平成13(2001)年11月)

資料Ⅱ-4 家庭からの二酸化炭素排出量とスギの二酸化炭素吸収量



- 注1：適切に手入れされている40年生のスギ人工林1haに1,000本の立木があると仮定した場合。
- 2：温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)より

林資源の循環利用に関する意識・意向調査」において、森林の有する多面的機能のうち森林に期待する働きについて、消費者モニター^{*4}に聞いたところ、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」、「水資源を蓄える働き」と回答した者の割合が高かった。また、「住宅用建材や家具、紙などの原材料となる木材を生産する働き」への期待が再び高まっている^{*5}(資料Ⅱ-5)。

(2) 森林・林業に関する施策の基本方針

(ア) 「森林・林業基本計画」で森林・林業施策の基本方向を明示

(「森林・林業基本計画」の変更とその背景)

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林を適正に整備し、保全することが重要であり、我が国では国、都道府県、市町村による森林計画制度の下で推進されている(資料Ⅱ-6)。

政府は「森林・林業基本法」に基づき^{*6}、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「森林・林業基本計画」を策定し、おおむね5年ごとに見直すこととされている。そのため、平成28(2016)年5月に5年ぶりに計画の変更が行われた(資料Ⅱ-7)。

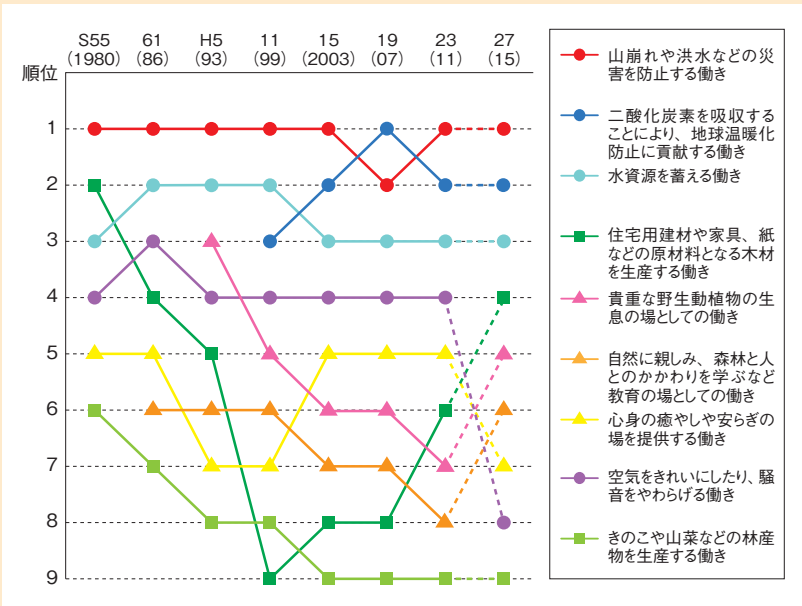
我が国の森林資源は、戦後造成された人工林を中心に充実し、半数以上が一般的な主伐期である10齢級以上となるなど、本格的な利用期を迎えている(資料Ⅱ-8)。一方で、需要に応じた安定的な原木供給ができていな

い、消費者・実需者の求める品質・性能の確かな製品等を十分に供給できていないといった課題を抱えている。また、地方創生に寄与し得る産業として林業及び木材産業への期待が高まっているほか、木質バイオマス利用の拡大、新たな木質部材の開発、公共建築物のみならず商業施設等における積極的な木造化・内装木質化の取組など従来にない変化が生じている。

(森林及び林業に関する施策についての基本的な方針)

新たな「森林・林業基本計画」は、前基本計画に基づく施策の評価等を行うとともに、前述した課題や情勢変化等を踏まえ、森林及び林業に関する施策の基本的な方針を定めている。具体的には、①自然条件及び社会的条件の良い育成単層林^{*7}での先行的な路網整備や主伐後の確実な再造林等による森林資

資料Ⅱ-5 森林に期待する役割の変遷



注1：回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答である。

2：選択肢は、特になし、わからない、その他を除き記載している。

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55(1980)年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61(1986)年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5(1993)年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11(1999)年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15(2003)年、平成19(2007)年及び平成23(2011)年)、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)を基に林野庁で作成。

*4 この調査での「消費者」は、農林水産行政に関心がある20歳以上の者で、原則としてパソコンでインターネットを利用できる環境にある者。

*5 前回調査の平成23(2011)年までは、内閣府の「森林と生活に関する世論調査」等として実施。

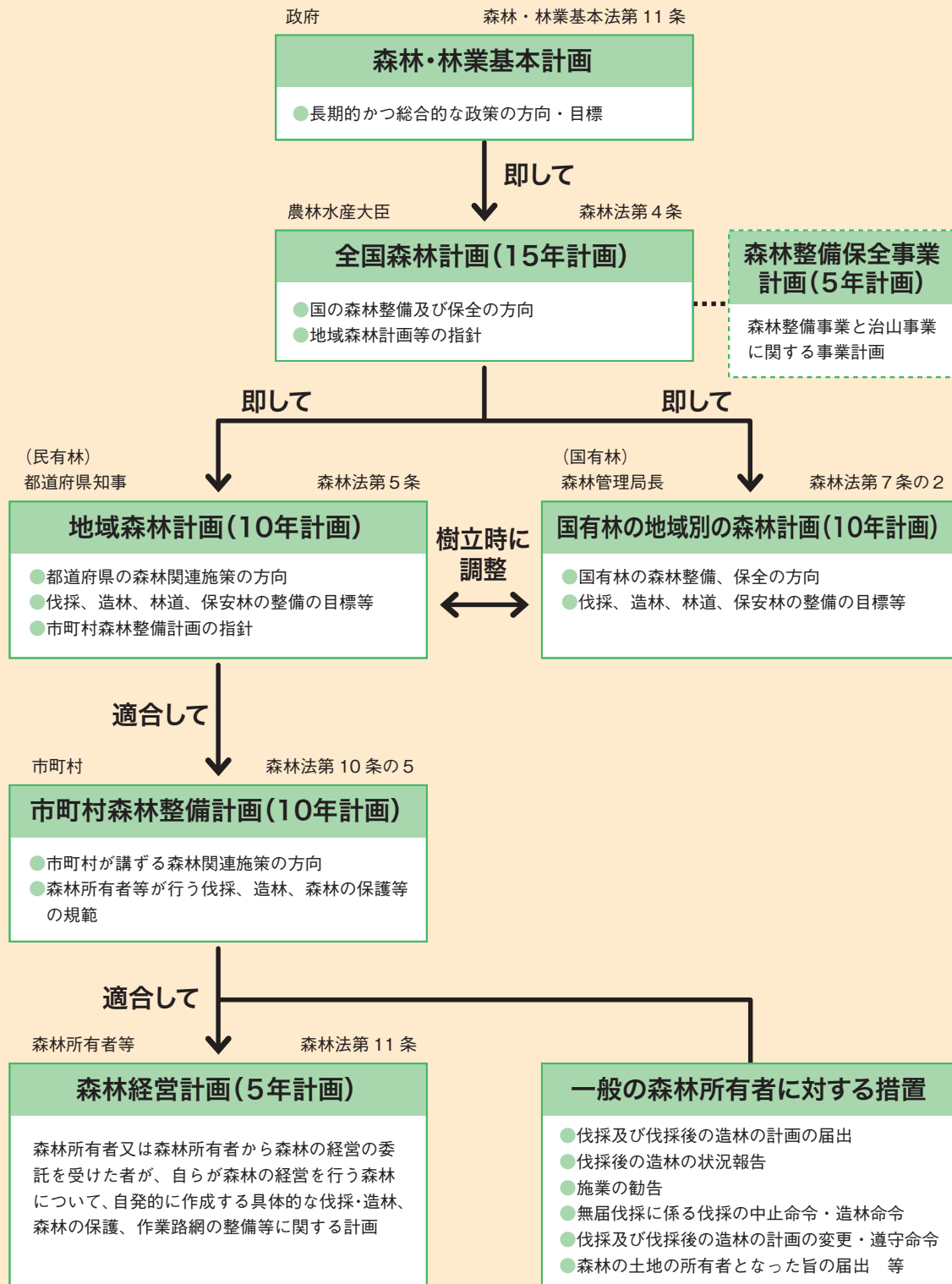
*6 「森林・林業基本法」(昭和39年法律第161号)第11条

*7 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

源の循環利用により、林業の成長産業化を早期に実現するとともに、奥地水源林等の育成複層林^{*8}化の効率的な推進により、その公益的機能^{*9}の高度な発揮を図

ること、②原木供給力の増大等により原木の安定供給体制を構築するほか、品質・性能の確かな製品供給、国産材の使用割合が低い部材についての技術開発・普

資料Ⅱ-6 森林計画制度の体系



*8 森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

*9 森林の機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能、地球環境保全機能、文化機能、生物多様性保全機能等のこと。

資料Ⅱ-7 「森林・林業基本計画」の構成

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

- 前基本計画に基づく施策の評価等
 - (1) 前基本計画に掲げた目標の進捗状況
 - (2) 前基本計画に基づく主な施策の評価
 - (3) 前基本計画策定以降の情勢変化等
- 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向
 - (1) 資源の循環利用による林業の成長産業化
 - (2) 原木の安定供給体制の構築
 - (3) 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出
 - (4) 林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生
 - (5) 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

基本的な考え方

森林及び林業に関する施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割

森林の有する多面的機能の発揮

・木材等生産機能の発揮が特に期待される育成単層林を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため育成複層林への誘導を推進

林産物の供給及び利用

・平成37年における総需要量の見通しは、79百万m³
・国産材の供給量及び利用量の目標は、40百万m³

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

- 面的なまとまりをもった森林経営の確立
森林施業及び林地の集約化、森林関連情報の整備・提供
- 再造林等による適切な更新の確保
造林コストの低減、優良種苗の確保、伐採・造林届出制度等の適正な運用、野生鳥獣による被害への対策の推進
- 適切な間伐等の実施、路網整備の推進
- 多様で健全な森林への誘導
生物多様性の保全、公的関与による森林整備、再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用
- 国土の保全等の推進
国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進
- 山村の振興・地方創生への寄与
森林資源の活用による就業機会の創出、地域の森林の適切な保全管理、都市と山村の交流促進 等

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

- 望ましい林業構造の確立
スケールメリットを活かした林業経営の推進、効率的な作業システムによる生産性の向上、経営感覚に優れた林業事業者の育成
- 人材の育成・確保等
人材の育成・確保及び活動の推進、林業労働力・労働安全衛生の確保

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

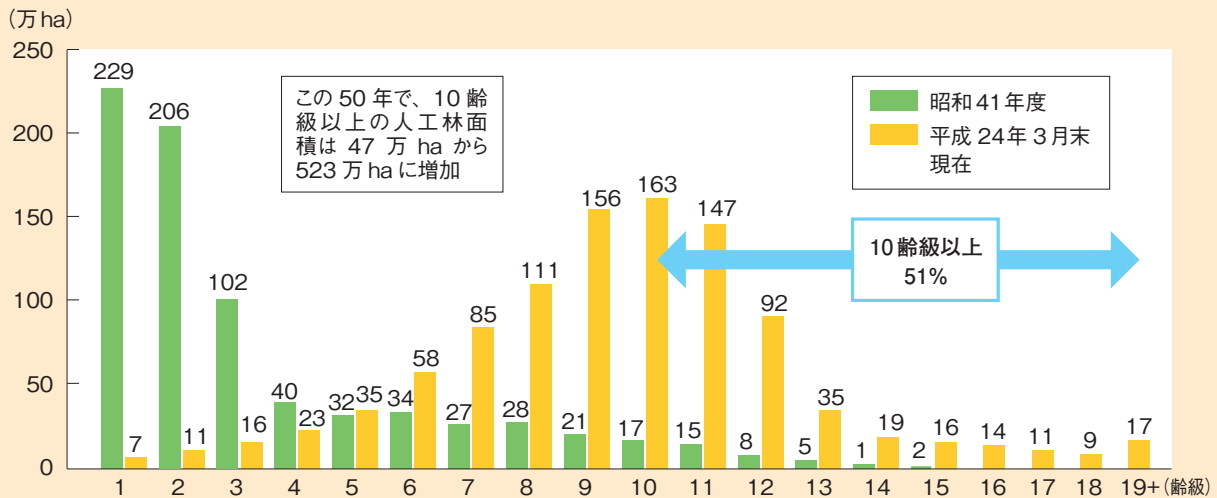
- 原木の安定供給体制の構築
原木供給力の増大、望ましい安定供給体制への転換、マッチングの円滑化
- 木材産業の競争力強化
加工・流通体制の整備、品質・性能の確かな製品供給、地域材の高付加価値化
- 新たな木材需要の創出
公共建築物・民間非住宅・土木分野等への利用拡大、木質バイオマスの利用、木材等の輸出促進 等

東日本大震災からの復旧・復興 / 国有林野の管理及び経営に関する施策

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

資料：「森林・林業基本計画」（平成28（2016）年5月）

資料Ⅱ-8 人工林の齢級構成の変化



注1：年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢級」と数える。

注2：「森林法」第5条及び第7条の2の規定に基づく森林計画の対象森林の面積である。

資料：林野庁「森林資源の現況」（平成24（2012）年3月31日現在）、林野庁「日本の森林資源」（昭和43（1968）年4月）

及等により木材産業の競争力を強化するとともに、新たな技術を用いた木質部材の開発・普及、非住宅建築物等での木材利用の促進等により新たな木材需要を創出すること、③これらの取組等により、地方創生への寄与を図るほか、地球温暖化防止、生物多様性保全の取組を推進することとしている。

（森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標）

また、「森林・林業基本計画」では、森林の整備・保全や林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」に関する目標を設定している。

「森林の有する多面的機能の発揮」の目標としては、5年後（平成32（2020）年）、10年後（平成37（2025）年）及び20年後（平成47（2035）年）の目標とする森林の状態を提示しており、傾斜や林地生産力といった自然条件や集落等からの距離といった社会的条件の良い森林については、育成単層林として整備を進めるとともに、急斜面の森林又は林地生産力の低い育成単層林等については、公益的機能の一層の発揮を図るため、自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進することとしている（資料Ⅱ－9）。「林産物の供給及び利用」の目標としては、10年後（平成37（2025）年）における国産材と輸入

材を合わせた木材の総需要量を7,900万³mと見通した上で、国産材の供給量及び利用量の目標を平成26（2014）年の実績の約1.7倍にあたる4,000万³mとしている（資料Ⅱ－10）。

（森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）

さらに、「森林・林業基本計画」は、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」、「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」、「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」、「東日本大震災からの復旧・復興に関する施策」、「国有林野の管理及び経営に関する施策」等を定めている（資料Ⅱ－7）。

「森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」としては、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととしている（資料Ⅱ－11）。「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」としては、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並みの従事者所得を確保できる林業経営の育成を目指し、森林施業の集約化、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、経営感覚に優れた林業事業体の育成、林業

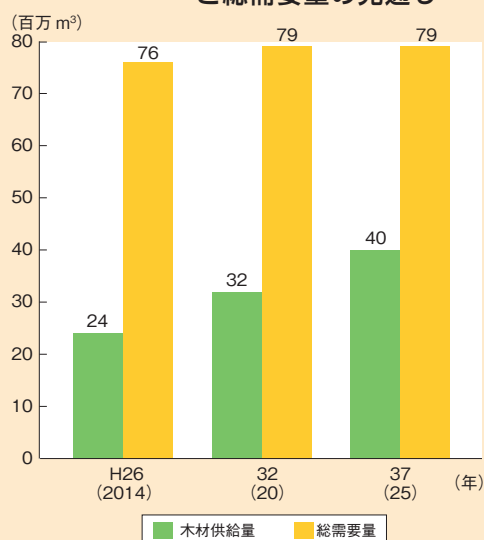


資料Ⅱ－9 「森林・林業基本計画」における森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	平成27年	目標とする森林の状態			(参考) 指向する森林の状態
		平成32年	平成37年	平成47年	
森林面積(万ha)					
育成単層林	1,030	1,020	1,020	990	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,320	1,170
合計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万 ³ m)	5,070	5,270	5,400	5,550	5,590
ha当たり蓄積(³ m/ha)	202	210	215	221	223
総成長量(百万 ³ m/年)	70	64	58	55	54
ha当たり成長量(³ m/ha年)	2.8	2.5	2.3	2.2	2.1

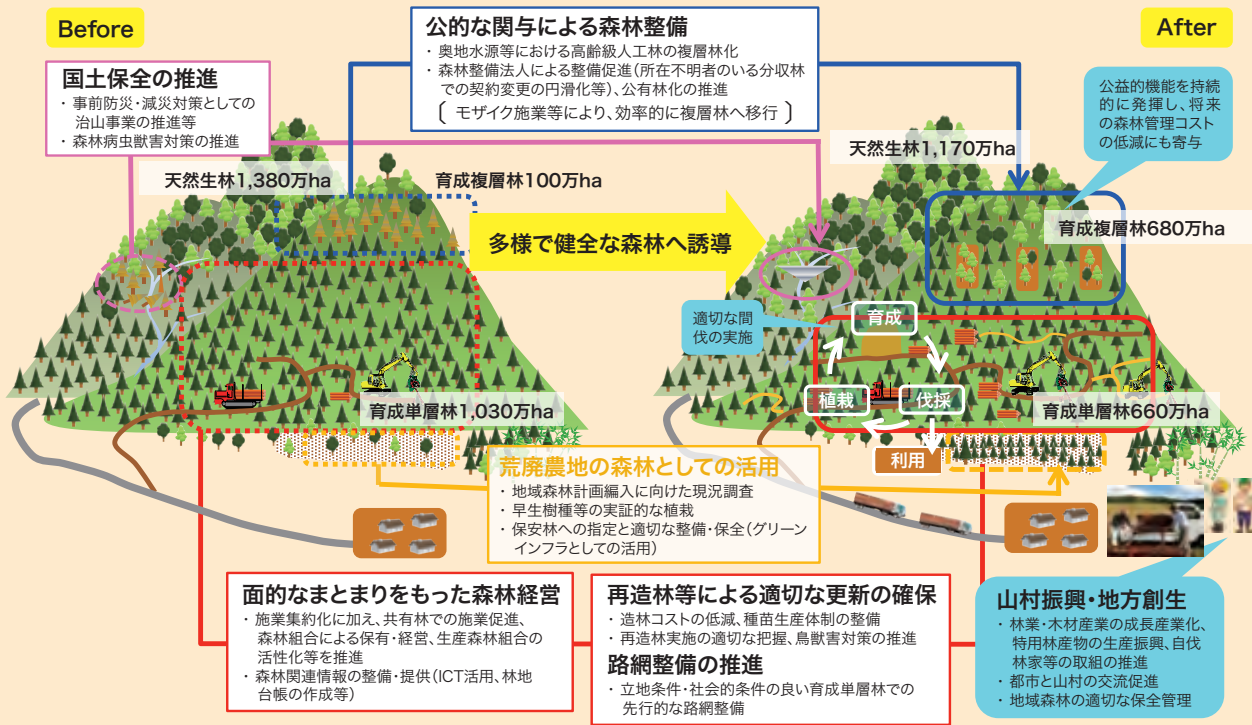
注1：森林面積は、10万ha単位で四捨五入している。
 注2：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、平成27（2015）年を基準として算出している。
 注3：平成27（2015）年の値は、平成27（2015）年4月1日の数値である。
 資料：「森林・林業基本計画」（平成28（2016）年5月）

資料Ⅱ－10 「森林・林業基本計画」における木材供給量の目標と総需要量の見通し



資料：「森林・林業基本計画」（平成28（2016）年5月）

資料Ⅱ-11 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策



資料：「森林・林業基本計画のポイント」(平成28(2016)年5月)

資料Ⅱ-12 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 / 林産物の供給及び利用の確保に関する施策



資料：「森林・林業基本計画のポイント」(平成28(2016)年5月)

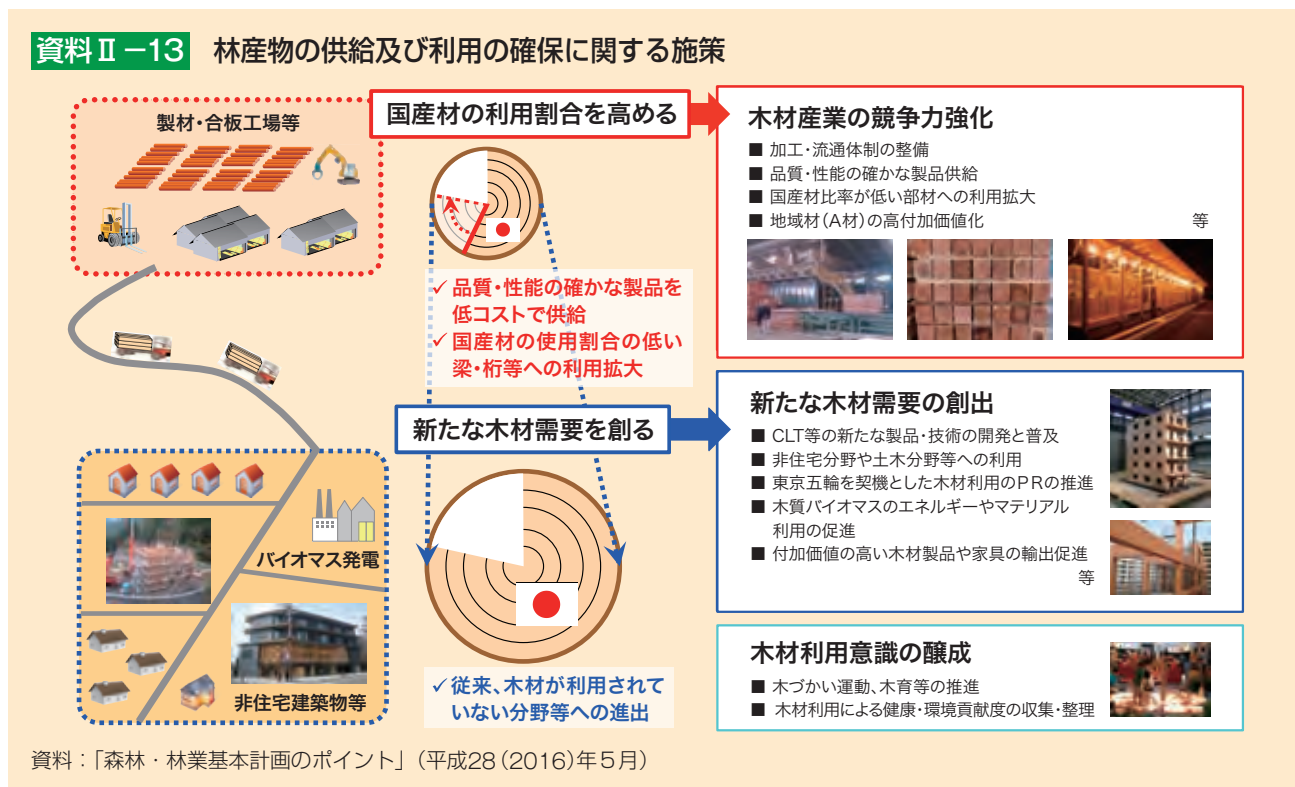
労働力の確保等の施策を推進することとしている(資料Ⅱ-12)。「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」としては、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、必要となる人材を育成するとともに、民間の活力を活かしつつ、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化、新たな木材需要の創出を図っていくこととしている(資料Ⅱ-12、13)。「東日本大震災からの復旧・復興に関する施策」としては、被災地・被災者が希望をもって生活を再建できるよう、海岸防災林の復旧・再生を推進するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染に対応し、森林・林業の再生と安全・安心な木材の供給等を進めるため、森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、きのこ原木のマッチング支援等を引き続き実施することとしている。「国有林野の管理及び経営に関する施策」としては、一般会計への移行等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化や、国土保全・生物多様性保全等の公益的機能の発揮など、森林・林業施策全体の推進に貢献する役割を積極的に果たすこととしている。

(イ)「全国森林計画」の変更

農林水産大臣は「森林法」に基づき、5年ごとに15年を一期として「全国森林計画」を策定し、全国の森林を対象として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示すこととされている*10。同計画は、「森林・林業基本計画」に即して策定され、都道府県知事がたてる「地域森林計画」等の指針となるものである。

平成25(2013)年10月に策定した「全国森林計画」(計画期間：平成26(2014)年度から平成40(2028)年度まで)については、新たな「森林・林業基本計画」に即した計画となるよう、平成28(2016)年5月に変更された。

変更された「全国森林計画」は、林業の成長産業化の実現に向けて、森林資源の循環利用と原木の安定供給体制の構築を進めるため、森林の整備・保全に関する事項として、①急速な少子高齢化や人口減少等の社会的情勢の変化を踏まえた効率的かつ効果的な森林の整備及び保全の実施、②育成単層林として維持する森林における適確な更新の確保、③コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入といった記述が追加された。また、広域的な流域



*10 「森林法」(昭和26年法律第249号)第4条

(44流域)ごとに定めている①森林の整備及び保全の目標、②伐採立木材積、③造林面積等の計画量について、新たな「森林・林業基本計画」の政策目標「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」及び「林産物の供給及び利用に関する目標」の数値を踏まえたものとされた(資料Ⅱ-14、15)。

(ウ)「森林整備保全事業計画」等により森林整備・保全の目標等を設定

また、農林水産大臣は「森林法」に基づき、「全国森林計画」に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、「全国森林計画」の作成と併せて、5年ごとに「森林整備保全事業計画^{*11}」を策定することとされている^{*12}。平成26(2014)年に策定された現行の計画(計画期間：平成26(2014)年度から平成30(2018)年度まで)では、4つの事業目標とその成果指標について、森林整備保全事業の成果をより分かりやすく国民に示す観点から、「森林資源の平準化の促進」が加えられ、利用可能な育成単層林について、適切な主伐・再造林や育成複層林への誘導を推進することにより、年齢構成の平準化と平均林齢の若返りを図ることとされている。

さらに、平成26(2014)年に策定された「林野庁インフラ長寿命化計画」により、森林の整備・保全を適切に進めるための基盤となる治山施設及び林道施設の維持管理・更新等を着実に推進することとされている。

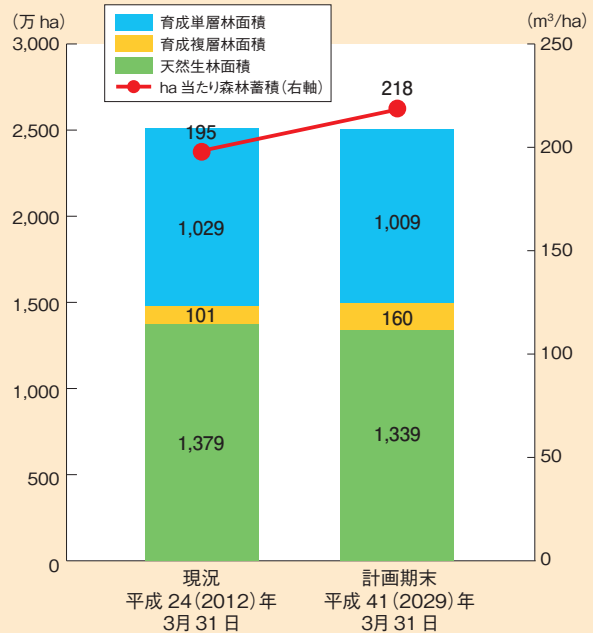
(エ)「地域森林計画」・「市町村森林整備計画」等で地域に即した森林整備を計画

都道府県知事と森林管理局長は「森林法」に基づき、全国158の森林計画区(流域)ごとに、「地域森林計画^{*13}」と「国有林の地域別の森林計画^{*14}」をたてることとされている。これらの計画では、「全国森林計画」に即しつつ、地域の特性を踏まえながら、森林の整備及び保全の目標並びに森林の区域(ゾーニング)及び伐採等の施業方法の考え方を提示

している。

また、市町村長は「森林法」に基づき、「市町村森林整備計画」をたてることとされている^{*15}。同

資料Ⅱ-14 「全国森林計画」における森林の整備及び保全の目標



資料：「全国森林計画」(平成28(2016)年5月)

資料Ⅱ-15 「全国森林計画」における計画量

区分		計画量
伐採立木材積 (百万m ³)	主伐	313
	間伐	433
	計	745
造林面積 (千ha)	人工造林	846
	天然更新	857
林道開設量	(千km)	59
保安林面積	(千ha)	12,952
治山事業施行地区数	(百地区)	342
間伐面積(参考)	(千ha)	7,266

注1：計画期間(平成26(2014)年4月1日～平成41(2029)年3月31日)の総量

注2：治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位として取りまとめた上、計上したものである。

資料：「全国森林計画」(平成28(2016)年5月)

*11 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう施業方法を適切に選択し、多様な森林の整備を行う「森林整備事業」と国土の保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能の確保が特に必要な保安林等において治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う「治山事業」に関する計画。

*12 「森林法」第4条

*13 「森林法」第5条

*14 「森林法」第7条の2

計画は、地域に最も密着した地方公共団体である市町村が、地域の森林の整備等に関する長期の構想とその構想を実現するための森林の施業や保護に関する規範を森林所有者等に対して示した上で、「全国森林計画」と「地域森林計画」で示された森林の機能の考え方を踏まえながら、各市町村が主体的に設定した森林の取扱いの違いに基づく区域（ゾーン）や路網の計画を図示している。

（オ）「森林法等の一部を改正する法律」が成立

新たな「森林・林業基本計画」に掲げられた課題の解決や政策の実施に法制面から対応するため、平成28(2016)年5月に「森林法等の一部を改正する法律^{*16}」が成立した。この法律は、適切な森林施策を通じて、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を図るための措置を一体的に講ずることとして、「森林法」、「分収林特別措置法」、「森林組合法」、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」及び「国立研究開発法人森林総合研究所法」の5法を改正するものである。

具体的な改正内容としては、国産材の安定供給体制の構築に向けた措置として、①森林組合等による施業の集約化を促進するため、森林組合自らが森林を経営する事業の実施要件を緩和すること（「森林組合法」^{*17}、②共有林^{*18}における施業を円滑化するため、共有林の立木の所有者の一部の所在が不明であっても伐採ができるよう、立木についての持分の移転等を行う裁定制度を設けること（「森林法」^{*19}、③林地の所有者や境界情報等を記載した林地台帳を

市町村が作成する制度を設けること（「森林法」^{*20}、④国産材の安定的な広域流通を促進するため、県域を超える事業計画を認定する制度を設けること（「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」^{*21}に関する見直しが行われた。

また、森林資源の再造成の確保に向けた措置として、①伐採後の再造林を確保するため、森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付けること（「森林法」^{*22}、②深刻化する鳥獣害を防止するため、市町村森林整備計画の計画事項として、鳥獣害防止森林区域の設定や、当該区域における鳥獣害の防止に関する事項を追加するとともに、森林経営計画の認定要件に、鳥獣害防止に関する事項を追加すること（「森林法」^{*23}に関する見直しが行われた。

さらに、森林の公益的機能の維持増進に向けた措置として、①奥地水源林の整備を推進するため、整備の担い手として、地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構^{*24}を位置付けること（「森林法」及び「国立研究開発法人森林総合研究所法」^{*25}、②分収林契約の内容変更を円滑化するため、契約当事者の分収割合で10分の1を超える異議がない場合は、契約変更を可能とすること（「分収林特別措置法」^{*26}、③違法な林地開発を抑制するため、罰則を強化すること（「森林法」^{*27}に関する見直しが行われた。

本法律は、平成29(2017)年4月1日から施行することとされている。なお、林地台帳については、市町村における準備期間が必要であることから、平成31(2019)年3月31日までに整備をすることとしている。

*15 「森林法」第10条の5

*16 「森林法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第44号）

*17 「森林組合法」（昭和53年法律第36号）第26条、第26条の2及び第101条の2。森林組合等による施業の集約化の促進については、第Ⅲ章（98-99、102-104ページ）を参照。

*18 立木が共有となっている森林のこと。

*19 「森林法」第10条の12の2から第10条の12の8まで。所在不明の共有者が存在する森林での施業の円滑化については、第Ⅲ章（104ページ）を参照。

*20 「森林法」第191条の4から第191条の6まで。林地の境界情報等の整備については、第Ⅲ章（92-94ページ）を参照。

*21 「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」（平成8年法律第47号）第4条及び第8条

*22 「森林法」第10条の8。伐採後の再造林の確保については、49ページを参照。

*23 「森林法」第11条。深刻化する鳥獣害の防止については、68-69ページを参照。

*24 本改正により、国立研究開発法人森林総合研究所を改称し、法律の題名も「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改称。

*25 「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」（平成11年法律第198号）第2条及び第13条並びに「森林法」第39条の5。奥地水源林の整備の推進については、46-48ページを参照。

*26 「分収林特別措置法」（昭和33年法律第57号）第11条から第18条まで。

*27 「森林法」第206条。違法な林地開発の抑制については、60ページを参照。